

山梨県市場調査・展示会出展等支援事業費補助金交付要綱

(通 則)

第1条 山梨県市場調査・展示会出展等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、「山梨県補助金等交付規則」（昭和38年山梨県規則第25号）、国の「雇用開発支援事業費等補助金（戦略産業雇用創造プロジェクト）交付要綱」（平成25年6月7日付け厚生労働省発職0607第1号）、「戦略産業雇用創造プロジェクト実施要領」（平成25年6月7日付け職発0607第3号）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目 的)

第2条 この補助金は、安定的で良質な雇用の創造を図るため、公益財団法人やまなし産業支援機構（以下「財団」という。）が行う市場調査・展示会出展等支援事業（以下「補助事業」という。）に対し、その経費の全部又は一部を補助することにより、中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）の成長分野への進出や一次下請企業への展開の促進を図ることを目的とする。

(対 象)

第3条 知事は、中小企業者等（以下「間接補助事業者」という。）が行う次の各号の事業を財団が支援するために要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 事業化可能性調査事業
- (2) 市場調査事業
- (3) 展示会出展事業

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助対象経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第5条 財団は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1）を知事に提出しなければならない。

2 財団は、前項の補助金の交付の申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2）を財団に送付するものとする。

2 知事は、前項による交付決定を行うにあたって、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 知事は第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 財団は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から20日以内に交付申請取下げ届出書（様式第3）を知事に提出しなければならない。

(事業の内容又は経費の配分の変更)

第8条 財団は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第4）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項ただし書きの軽微な変更とは、次のいずれかの場合をいう。

(1) 別表に掲げる補助対象経費の区分において、いずれか低い額の20%以内の金額の変更をする場合

(2) 補助目的の達成に変更が生じることなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更であって補助金の増額を伴わない場合

(事業の中止又は廃止)

第9条 財団は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、事業中止（廃止）承認申請書（様式第5）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延等の報告)

第10条 財団は、事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに事業遅延等報告書（様式第6）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

(状況報告)

第11条 知事は、補助事業の遂行状況について、必要に応じ財団に対し事業遂行状況報告書（様式第7）の提出を求めることができる。

(実績報告)

第12条 財団は、補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けた場合を含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い期日までに実績報告書（様式第8）を知事に提出しなければならない。

2 財団は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第8条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第9）により、財団に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 財団は、前条の通知を受けた場合は、速やかに、請求書（様式第10）を知事に提出しなければならない。

(財産の処分及び管理)

第15条 財団は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し又は効用が増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

2 財団は、知事が別に定める期間を経過する以前に、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ財産処分申請書（様式第11）を知事に提出し、その承認を得なければならない。ただし、当該財産の取得価格又は増加価格が50万円未満のものはこの限りでない。

3 知事は、前項の承認をした場合において、財団に対し、当該承認に係る財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(補助事業の経理等)

第16条 財団は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 財団は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第12により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の

返還を命ずるものとする。

- 3 前項の返還期限は、当該命令のなされた日から15日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し)

第18条 知事は、第9条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 財団が、法令、本要綱又は本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 財団が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 財団が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときには、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号の場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項に基づく補助金の返還については、前条第3項の規定を準用する。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第19条 財団は間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第7条から第10条まで、第12条、第15条から第17条までの規定に準ずる条件を付さねばならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年8月11日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費及び補助率

区 分	内 訳	補助率
旅 費	打合せ旅費、展示会旅費	
補 助 金 (間接補助金)	<p>1 対象経費</p> <p>謝 金 専門家等の謝金</p> <p>旅 費 専門家等の旅費、打合せ旅費、展示会旅費</p> <p>庁 費 会場借上費、会場整備費、通信運搬費、 広告宣伝費、印刷製本費、通訳料、翻訳料、 保険料、消耗品費</p> <p>委託費 調査委託費、事業の一部を委託する経費</p> <p>2 補助率 10 / 10 以内</p> <p>3 補助金の限度額 1企業あたり75万円</p>	10 / 10 以内
その他の経費	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費	